

## 市長説明内容

### (1) 政令指定都市移行の意義とめざす都市像

自治体を取り巻く環境の変化

- ・ 少子化・高齢化による人口減少
- ・ 地球環境問題の深刻化
- ・ 就労形態・ライフスタイルの多様化
- ・ 地方分権の推進 など

特に、少子・高齢社会の到来は、本市の将来の行財政運営に大きく関わる問題

選ばれる都市づくり

厳しい環境の中、市民福祉の向上につながる持続的・安定的な都市経営のためには、選ばれる都市であることが必要であり、そのことにより、都市としての活力の維持・向上が可能

- ・ 多様なニーズに応える先進的な施策の展開
- ・ 広域拠点性の向上

住んでみたい、企業活動の拠点にしたいと思われる「選ばれる都市」づくり

「暮らし先進都市」として

心豊かに安心して過ごせる社会づくりのため、豊かな自然環境や70万市民の活力を活かし、豊かなライフスタイルをともに創り・発信できる「暮らし先進都市」をめざす。

施策のあり方・方向性

- ・ 子どもが健やかに育つ環境づくり
- ・ 高齢者や障害者がいきいき暮らせる福祉サービスの充実
- ・ ライフステージに応じた健康づくりの推進と地域医療体制の充実
- ・ 防災対策や交通安全対策の推進と自然災害に強い都市基盤づくり
- ・ 自然環境の保全や自然とのふれあいの推進 など

「内陸ハブシティ」として

首都圏南西部における広域拠点性をさらに高めるため

- ・ 広域交通ネットワークの強化
- ・ 活力ある中心市街地づくり
- ・ 新たな産業拠点の形成などを推進

《施策のあり方》

- ・ さがみ縦貫道路の整備促進
- ・ リニア中央新幹線の駅誘致
- ・ 小田急多摩線の延伸
- ・ 津久井広域道路の整備
- ・ 市街地再開発事業の促進
- ・ 基地の早期返還と跡地利用の実現

こうした都市づくりを進めるうえで、広域的な都市整備や高度で専門的な行政サービスをより主体的に展開することができる「政令指定都市制度の活用」は、有効な手段であり、市民の皆さんがいきいきと暮らし、躍動感あふれる都市として発展していくために、平成22年4月の政令指定都市移行実現を、共にめざしていきたい。

## (2) 市全体の財政収支の見通し

政令指定都市への移行後10年間の財政収支の見通しを作成するに当たっての前提条件は、次のとおりです。

### (ア) 歳入

#### 市税

当面は景気の後退局面にあるものの、全体としては、人口が微増傾向で推移することなどから、やや増加基調で見込んだ。

#### 地方譲与税等

普通地方交付税については、合併算定替えの激変緩和措置により、減少を見込んだ。

#### 国・県支出金

現行制度に基づく扶助及び投資的経費に対する補助金等を見込んだ。

#### 市債

投資的経費分に対応する起債額を見込むとともに、臨時財政対策債は、今後も同様の制度が維持されるものとした。

#### その他

行政改革の一環として、使用料・手数料の見直しを加味した。

### (イ) 歳出

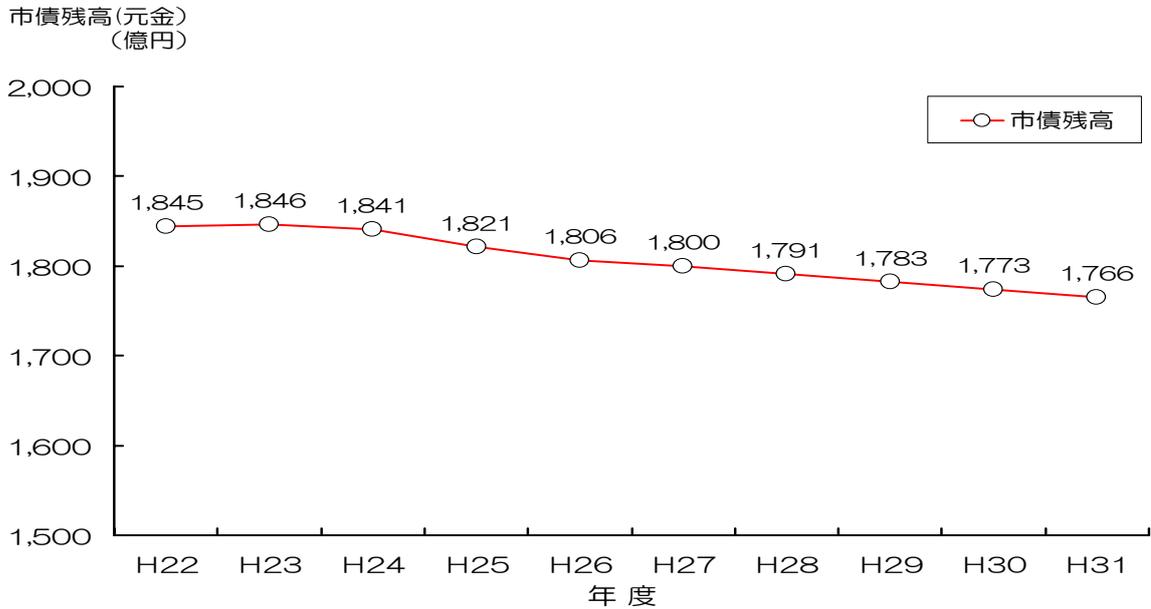
#### 義務的経費

人件費については、民間活力の導入、再任用職員の活用等による職員数の減、また、給与制度の見直しにより減少していくものとして推計した。また、今後の定年退職者の見込みについても、退職手当に反映した。



(エ) 市債残高(元金)の推移

平成22年度から24年度までの3年間は、さがみ縦貫道路の負担が影響して、高い水準で横ばいとなりますが、その後、市債の発行額よりも返済額が上回り、緩やかに減少するものと見込まれます。



(オ) 財政調整基金の推移

さがみ縦貫道路の負担が影響して、平成24年度末に約74億円となりますが、その後は、概ね一定規模の残高を確保できるものと見込まれます。

